

須坂市農業委員会 令和7年12月総会 議事録

- 1 招集 令和7年12月26日(金) 午後3時
- 2 開会 令和7年12月26日(金) 午後3時
- 3 閉会 令和7年12月26日(金) 午後3時37分
- 4 場所 須坂市役所 第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (13人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦	〃	7番	春原博	〃	16番	竹前清孝
農業委員	1番	返町俊昭	〃	8番	原千賀子	〃	17番	丸山雅之
〃	2番	後藤文夫	〃	9番	小林昇	〃	18番	吉田幸夫
〃	3番	湯本か代子	〃	10番	吉池寿一	〃	19番	小林郁雄
〃			〃	11番	勝山修一	〃	20番	増田光輝
〃	5番	山岸幸子	〃	12番	目黒孔一	〃	21番	市川和志

- 6 欠席した農業委員 4番 黒岩 基之委員
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案の意見聴取について

報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第23号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 北堀けさ江 局長補佐 長野寛 農地係主査 小林広明

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課 農政係主任主事 小池祐希

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会12月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、4番黒岩基之委員より欠席の連絡をいただいておりますが、過半数委員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告申し上げます。
それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長 年の瀬が迫り、また降雪により足元の悪い中、本年度最後の農業委員会総会に参集いただきありがとうございます。
12月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会 会議規則第 15 条の規定により、5 番 山岸幸子委員、6 番 丸山輝幸委員をご指名申し上げます。

議長 はじめに、議案第 26 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 14 件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
委員 No.12 について、地元の農地ですが、親族が車体販売業を営んでいるとのことでありますので、農地としての活用について細かな指導と現場の確認が必要になると考えています。

事務局 一体となる敷地で、すでに宅地、建物を購入し住居として住んでいる。その隣接する一部農地について取得するもの。本人には農地としての利用制限があることを何度もお伝えしている。

議長 事務局としても監視をよろしくお願いいたします。
議長 他に、補足説明はありますか。ないようでありますので、農業委員さんで補足説明ありますか。

議長 ないようでありますので、質疑意見に入ります。推進委員さんで質疑意見はございませんか。
委員 ないようでありますので、農業委員さんで質疑意見はありますか。
No.5 について、農業は全く経験がないが、農地所有者の指導のもと、荒廃している農地を借り、野菜栽培を行っていくという考えと聞いた。農林課の荒廃農地補助の対象としているのか。

事務局 相談はあったが、まだ正式な申請はない。予算に限度があるため、年度内での申請を行うのであれば、早めに申請するよう伝えている。

議長 他に何かありますか。
ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 26 号の 14 件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手全員であります。
よって、議案第 26 号の 14 件については許可と決定と決しました。

議長 次に、議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 4 件について審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
議長 ないようでしたら農業委員さんで補足説明がございませうか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませうか。

委員 No.2 と No.3 について、土地改良区関係の賦課金などの関係については、どのようになっているのか。

事務局 土地改良区からも意見書として資料の提出をいただいております、負担金などについてもすべて決裁金で精算済みとなっている。

委員 了解した。

議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございませうか。
議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 27 号の 4 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手全員であります。
よって、議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 4 件については意見可と決定いたしました。

議長 次に、議案第 28 号「農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 3 項の規定による農地利用集積促進計画案の意見聴取について」申請件数 18 件について審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、農業委員さん推進委員さんで、質疑ご意見ございましたらお願いいたします。

議長 ないようでありますので、これより意見聴取に入ります。

議長 農業委員さん、推進委員さんで説明の計画案に異議のある場合は、「番号と各要件のうち、どれが認められないのか、その理由を述べてください。異議はございませんか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 28 号の 18 件について「異議なし」と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第 28 号の 18 件については「異議なし」と決定しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。

議長 報告第 22 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 2 件及び、報告第 23 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数 1 件について事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件でご質問はございませんか。ないようですので、以上で報告を終わります。これをもちまして、12 月総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 12 月 26 日

議 長

署名委員

署名委員